

2010年（平成22年）9月17日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番9号 新宿パークビル5F

株式会社 東京法経学院

代表取締役 里見 哲夫 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水



〒655-0022
神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
TEL: 078-361-7234
FAX: 078-361-7228
URL: <http://hyogorc.net.com>
〔連絡先〕かけはし法律事務所
弁護士 龜井尚也
TEL: 078-361-9494
FAX: 078-361-9493

消費者契約法41条1項に基づく請求書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者被害防止・救済のため、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申し入れ、差止請求訴訟を行うことを主な活動内容とする消費者団体で、2008（平成20）年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（その他、組織概要についてはホームページをご参照ください。）。

すでに、当NPO法人から貴社の前身である株式会社東京法経学院出版に対し、2007年（平成19年）3月2日付申入書をもって、またその後貴社に対して、2010年（平成22年）4月19日付申入書でも申し入れておりますとおり、当法人は、貴社の講座受講規定には、受講生からの解約に関し、消費者契約法に反し不当と思われる条項があると判断いたしました。

ところが、貴社は、当法人の申入れ以降も、現在に至るまで講座受講規定の内容を変更することなく営業を続けておられます。したがいまして、当法人としましては、貴社に対し、下記のとおり、消費者契約法41条1項の請求として本請求書を送付いたします。なお、本書面が到達したときから1週間以内に当方の請求に応じていただけない場合には、

貴社に対して消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起させていただきますことをご留意ください。

記

1 請求の要旨

- (1) 貴社が消費者と受講契約を締結するにあたって、下記規定条項目録記載の条項を含む契約の締結をしないこと
- (2) 下記規定条項目録記載の条項を記載した申込規定、講座受講申込書等の取引書類を廃棄すること
- (3) 下記規定条項目録記載の条項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を貴社のウェブページから削除すること
- (4) 貴社が消費者と受講契約を締結するにあたって、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を含む契約の締結をしないこと
- (5) 消費者からの受講契約の解約を制限する条項を記載した申込規定、講座受講申込書等の取引書類を消費者に配布しないこと
- (6) 消費者からの受講契約の解約を制限する条項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を貴社のウェブページに掲載しないことを求めます。

【規定条項目録】

(貴社のウェブページ上の解約条項の表示)

第5 【解約・返金等】

- (1) お客様は、受講申込後においては、お客様ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能（医師の診断書を提出していただきます。）または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することはできません。たとえば、経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常の取引同様、一切応じられませんので予めご了承願います。

(貴社のパンフレット上の記載内容)

「納入された学費は、理由のいかんを問わず返金できません。」

2 紛争の要点

貴社は、全国で消費者を対象とし、各種資格試験の受験対策講座を提供することを業として行っておられます。この講座受講契約に関して、貴社の作成された講座受講規定によれば、受講申込後においては、①受講申込者本人の死亡または重大な疾病による受講不能の場合または②これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することはできないとされています。かつ、①の場合には医師の診断書の提出が必要とされ、②については「経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常の取引同様、一切応じられません」となっています（以下、これらを「本件解約権制限条項」と言います）。

しかしながら、講座受講契約は、準委任ないしそれに近い無名契約であって、民法651条により受講者の方的解除権が認められること、民法典の定める継続的な役務提供契約である雇用・請負・委任については、いずれも役務提供の相手方からの一方的解除権が規定されていることなどからして、本件解約権制限条項は、これらに比して消費者の権利を制限するものです。そして、本件解約権制限条項は、消費者が契約を解約できる場合を、消費者の死亡や重大な疾病またはこれらに準ずる場合というごく限られた場合に限定しており、実質的には一切解約を認めないものですので、民法第1条第2項（信義誠実の原則）に反して、消費者の利益を一方的に害するものといえ、消費者契約法10条により無効といえます。

よって、当団体は、本書をもって、請求の要旨のとおり、本件解約権制限条項の使用の停止等を請求します。

3 訴えを提起する予定の裁判所

大阪地方裁判所

以上